

第1章 計画策定にあたって

1 社会潮流と地域福祉

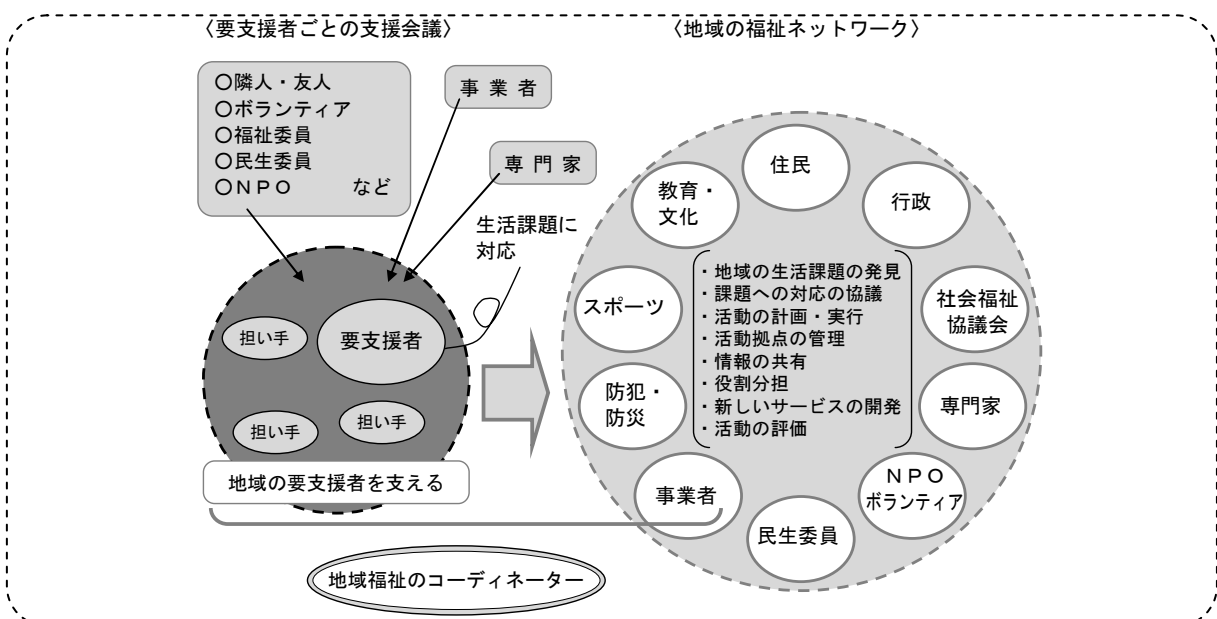
近年、少子高齢化や核家族化の進行等により、家庭機能や地域社会のつながりが希薄化し、多様な福祉ニーズが増大しています。さらに、「福祉」の概念自体の変化や地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、身近な地域を中心に、地域全体で防犯や防災等も含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

【地域における対応が求められる問題～近年の全国的な動向～】

- 高齢化の進行 ⇒ 単身者や認知症高齢者等が増加し、地域の人々による支援が必要。
- 高齢者、児童、障がい者への虐待の問題 ⇒ 被害者に虐待の自覚がないことが多く、周囲による発見・通報が必要。
- 障がい者の地域移行 ⇒ 条件が整っていれば地域で生活できる障がい者が多い。地域の受け皿づくりが必要。
- 消費者被害 ⇒ 高齢者、障がい者の消費者被害が増加していることから、身近な相談者や、生活の変化を察知できる関係づくりが必要。
- 災害時要援護者 ⇒ 災害時の犠牲者の多くが高齢者・障がい者であることから、災害時に力を発揮する日常的なつながりや支え合う活動が必要。
- ちょっとした手助け・軽度者への支援の必要性 ⇒ 制度では拾いきれないニーズや、「制度の谷間にある人」への対応など、公的サービスでは対応できない多様な生活課題への対応が必要。

こうした社会状況を背景に、市民一人ひとりの幸せな暮らしを支えていけるよう、新たな協働の仕組みづくりや地域ケア体制の構築等を進めるため、市民、地域の団体・関係機関、行政等のネットワークをつくり、福祉コミュニティを構築することが求められています。

■地域ネットワークのイメージ図（厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」より）



2 求められる助け合いの形

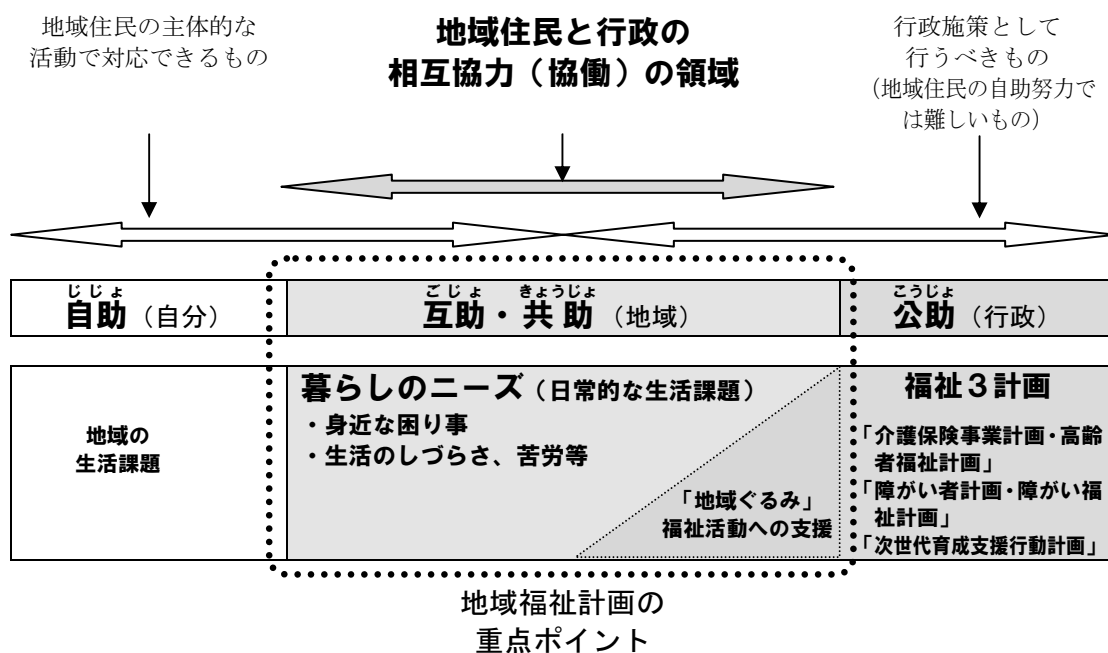
地域福祉計画は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔のみえる関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

そして、住民・福祉団体・福祉施設関係者等が、それぞれの役割のなかで、お互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティアパワーとともに、関係諸団体の活動や公的サービスとの連携等、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

■助け合いの4つの側面

●自助	個人による自助努力（自分でできることは自分でする）
●互助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
●共助	民間非営利活動・事業、ボランティア・住民活動・社会福祉法人等による支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）
●公助	公的な制度としての保健・医療・福祉その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

■「自助」「互助・共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられています。また、「知立市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され実行されてきた各分野別の保健・福祉関連計画との整合性を図って策定しています。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

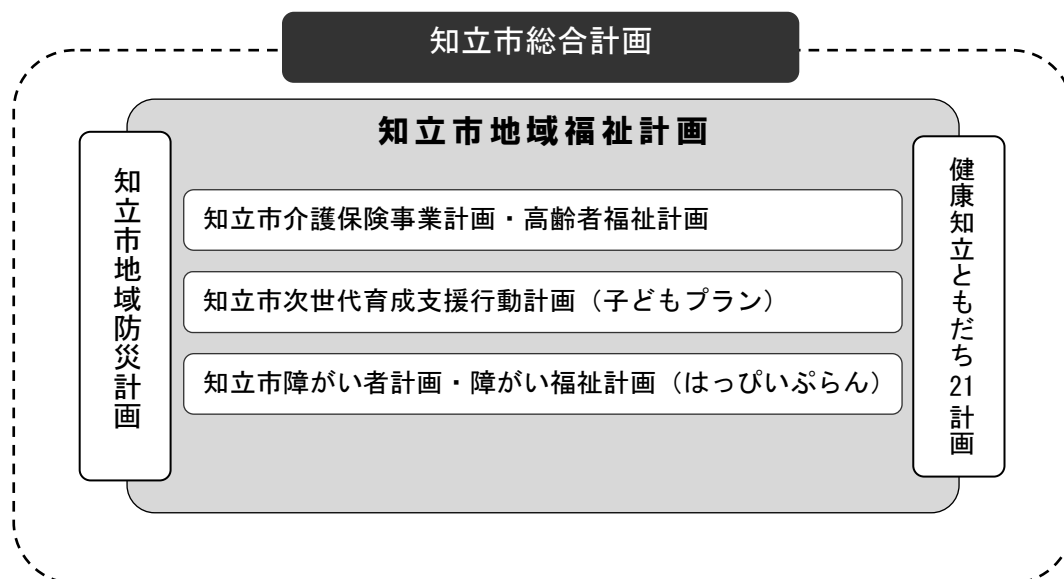
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■知立市における関連計画との整理



4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■本計画と関連計画の期間

年度	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
知立市総合計画	第5次		第6次			
知立市地域福祉計画	→					
知立市介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第4期・ 第5次	第5期・ 第6次		第6期・ 第7次		
知立市次世代育成支援行動計画 (子どもプラン)	後期					
知立市障がい者計画・障がい福祉 計画(はっぴいづらん)	第2期	第3期		第4期		
健康知立ともだち21計画	→					
知立市地域防災計画	→					

5 計画策定の手法

地域福祉計画は、地域をあげて推進していく計画であることから、市民協働の理念を念頭に置き、計画を策定しました。また、計画策定段階から、より多くの地域住民の参画を促し、地域福祉への理解を深め、地域福祉活動の担い手になっていただけるよう努めました。

(1) 地域福祉計画策定委員会の設置

地域福祉計画策定委員会を設置し、策定委員会が中心となり、地域福祉計画を策定しました。策定委員会は、地域住民の代表、各種団体の代表、公募委員等により構成し、計画への市民ニーズの反映に努めました。

(2) 市民意識調査の実施

地域福祉計画策定のための基礎調査として、市内在住の「20歳以上の市民」、市内に通学する「若年者（小学5年生及び中学2年生）」、市内における社会福祉活動の中心的担い手である「社会福祉活動主体者」を対象としてアンケート調査を実施しました。「地域とのつながり」「地域活動への参加状況」「地域課題の解決に向けた方策」等をお尋ねし、計画策定に向けた現状と課題、今後の方向性の検討に活用しました。

■調査対象と配布回収状況

調査対象	配布回収方法	配布数	回収数	回収率
一般市民調査 (市内在住の20歳以上の市民)	郵送配布回収	2,000人	881人	44.1%
若年者調査 (市内通学の小学5年生、中学2年生)	直接配布回収	1,243人	1,243人	100.0%
社会福祉活動主体者調査 (民生・児童委員、町内会、ボランティア・NPO団体)	郵送配布回収	173人	138人	79.8%

(3) 関係機関ヒアリング調査の実施

地域における福祉活動や各種のボランティア活動支援の主体である「知立市社会福祉協議会」に対し、地域課題の共有や地域支援体制の強化、福祉活動団体間の連携促進等を目的に、面談による聞き取り調査を実施しました。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がいの関係団体に対し、身近な生活の不安や行政への要望を伺い、今後の障がい者施策に活かしていくため、面談による聞き取りを実施しました。

(4) 庁内ヒアリングの実施

地域福祉に関わる庁内関係各課に対し、計画策定に向けた現状と課題や今後の施策、事業展開等についての意見聴取を目的に、シートによる聞き取り調査を実施しました。

(5) 地域住民ワークショップの実施

地域福祉計画の策定にあたり、地域住民の皆さんの生の声を計画づくりに反映させるとともに、今後の地域活動の促進に向けた取り組みとして、牛田町において、全3回にわたる地域住民ワークショップ¹を開催しました。

■モデル地区におけるワークショップの開催状況

地区	平均参加人数
牛田町	20人（延べ60人）

(6) 情報の公開と計画への反映

市ホームページや広報紙、その他、さまざまな機会を通じ、計画策定に関する情報を公開するとともに、計画素案のパブリックコメントを実施し、策定情報公開と市民ニーズの把握、市民意見の計画への反映に努めました。

¹ ワークショップ(workshop)とは、もともとの意味は、「工房」「作業場」です。さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場です。

